

## 【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年7月1日
【会社名】	明治ホールディングス株式会社
【英訳名】	Meiji Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長 川村 和夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目4番16号
【電話番号】	03(3273)4001(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部経理財務G長 島田 勇人
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目4番16号
【電話番号】	03(3273)4001(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部経理財務G長 島田 勇人
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2018年8月24日
【発行登録書の効力発生日】	2018年9月1日
【発行登録書の有効期限】	2020年8月31日
【発行登録番号】	30 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 100,000百万円
【発行可能額】	100,000百万円 (100,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出して おります。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2019年7月1日(提出日)であります。
【提出理由】	2019年7月1日に関東財務局長へ提出した「訂正発行登録書」に おいて、「提出理由」の記載内容に誤りがありました。これを訂 正するため、本訂正発行登録書を提出します。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載の通りであります。

また、2019年7月1日に提出した「訂正発行登録書」の訂正内容については、以下に記載の通りであります。

### （訂正前）

2019年7月1日に臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく臨時報告書）を関東財務局長へ提出しました。これにより、当該書類を2018年8月24日に提出した発行登録書の参照書類とします。

### （訂正後）

2019年7月1日に臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書）を関東財務局長へ提出しました。これにより、当該書類を2018年8月24日に提出した発行登録書の参照書類とします。